



「（仮称）札幌市公契約条例素案」に関する

陳 情 書

平成24年1月24日

社 団 法 人 北海道ビルメンテナンス協会

社 団 法 人 北海道警備業協会

一般社団法人 札幌建設業協会

公契約条例の制定について

私たち、ビルメンテナンス、警備及び建設の各業界は、様々な機会をとらえ、この条例が抱える問題点を指摘して参りましたが、札幌市からは、明確な回答がないまま手続きが進行している現状を踏まえ、下記の理由により、条例の制定に基本的に反対することを表明し、三協会連名で陳情申し上げますので、関係各位におかれましては、総合的な視点に立って慎重にご判断くださいますようお願いいたします。

記

1. 法律は、男女による賃金差別や同一労働に対する賃金差別を禁じておりますが、本条例における特定の職種と一定の予定価格の対象にのみ賃金額を定めることは、労働者の賃金に格差を生じさせ、混乱を招くとともに、労働者の選別につながるなど、不公平な労働環境を生じさせる恐れがあります。
2. 過当な価格競争を抑制し、不良・不適格業者を排除するためにも業界の実態を今一度詳細に把握し、勤労者の保護という観点のみではなく、企業の保護、育成という観点から、企業が健全な経営を維持できるよう、これまでの低価格での落札を黙認してきた姿勢を改め、入札契約制度の改善に取り組んでいただくようお願いいたします。

特に、労働者の待遇を改善するためにも、予定価格の適正な積算、最低制限価格や低入札調査基準価格、落札率の引き上げなどにより、企業が適正な利潤を確保できるよう、発注者の責務として入札契約制度の改善を優先すべきであります。

3. 景気が低迷し、厳しい経済環境の中で、生き残りをかけて経営努力を続けているこの時期に、範囲を限定した公契約条例の制定が検討されることに違和感を覚えますが、企業の切実な願いである入札契約制度を改善しないままの条例の制定には反対であり、受注者に責任を転嫁せず、発注者である札幌市として、労働者間に混乱を生じさせることがないように、また、企業の弱体化を招くことがないように、最大限の取り組みを求めます。

平成24年1月24日

社 団 法 人 北海道ビルメンテナンス協会

会 長 山 田 春 雄

社 団 法 人 北海道警備業協会

会 長 角 地 覺

一般社団法人 札幌建設業協会

会長代行 坂 敏 弘